

令和2年8月6日

厚生労働省社会援護局

地域福祉課 消費生活協同組合業務室 御中

共同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

「柔道整復医療受診妨害防止」の周知徹底の要望

要望の趣旨

国民の医療選択の自由が理解され、柔道整復師医療も対象とされるものであることが理解されてきたが、しかし、未だ、旧態依然な医師受診第一とし、柔道整復師は二の次とする取り扱いに対し、誤解や偏見の再発防止の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

柔道整復師の業務を超える傷病は格別、整復医療対象傷病についてようやく患者の医療選択の自由の理解となりました。この事は健保・労保・自賠責でも共通です。だが、自賠責取り扱いでは未だ「柔道整復師は診断不可の偏見」や「医師診断第一」や「医師診断不可欠」とする誤解の弊害です。この注意で国土交通省や金融庁にも理解を賜っているところですが、全労済の取り扱いでも是非とも周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

なお、近年、この理解の進展にともなう整復医療受診妨害防止の健全化の成果を誤用乱用する者が惹起する問題の注意が大事となってきましたが、この対策の大事と、但し、手段を選ばずの混同注意（別紙参考）で受診妨害対策との混同回避を賜るようお願い申し上げます。